

飼養衛生管理基準の改正に関するお知らせ

- 令和2年4月3日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が公布され、**全畜種の飼養衛生管理基準が改正されました。**
- 飼養衛生管理基準は、**家畜の飼養に係る衛生管理の方法として、家畜の所有者が守るべき基準です。**
- **豚・いのししは令和2年7月1日に、それ以外の畜種は令和2年10月1日に、新基準が施行されました。**
- これらの状況を踏まえ、**家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式(定期報告書、飼養衛生管理基準の自己点検表等)が改訂されました。**
- 家畜の所有者皆様におかれましては、改正された飼養衛生管理基準等をご確認頂き、更なる飼養衛生管理に努めて頂くようお願いします。

※農水省HP(改正後の飼養衛生管理基準、各種様式、マニュアル例)

➤ https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html